

改正	現行
<p>(定義) 第一条 (略) 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜三 (略) 四 「主要電気工作物」とは、施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち、次に掲げるものをいう。 イ〜ハ (略) ニ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五十キロワット以上のもにに限る。） 電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のもにに限る。） ホ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力二十キロワット以上のもにに限る。） 荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のもにに限る。） ヘ〜チ (略) 五〜十一 (略) 十二 「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜三 (略) 四 「主要電気工作物」とは、施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち、次に掲げるものをいう。 イ〜ハ (略) ニ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五百キロワット以上のもにに限る。） 電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のもにに限る。） ホ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力五百キロワット以上のもにに限る。） 荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のもにに限る。） ヘ〜チ (略) 五〜十一 (略) (新設)</p>

する電気工作物（原子力発電工作物を除く。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。

十三 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。

（定期報告）

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一〇四 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五 自家 用発電 所運転 半期報	（略）	（略）	（略）	電気工作物の設置の 場所を管轄する経済 産業局長（中部経済 産業局電力・ガス事 業北陸支局長を含む 。）
六〇八 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（新設）

（定期報告）

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一〇四 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五 自家 用発電 所運転 半期報	（略）	（略）	（略）	電気工作物の設置の 場所を管轄する経済 産業局長（中部経済 産業局電力・ガス事 業北陸支局長を含む 以下同じ。）
六〇八 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(事故報告)

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先
	電気事業者 自家用電気工作物を設置する者

(事故報告)

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先
	電気事業者 自家用電気工作物を設置する者

一〇三 (略)	四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 イニ (略) ホ 出力五十キロワット以上の太陽電池発電所 ヘ 出力二十キロワット以上の風力発電所 トトリ (略)	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
五十三 (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(公害防止等に関する届出)

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

一〇三 (略)	四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 イニ (略) ホ 出力五百キロワット以上の太陽電池発電所 ヘ 出力五百キロワット以上の風力発電所 トトリ (略)	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
五十三 (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(公害防止等に関する届出)

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、	(削る)	一〇十五 (略)	届出を要する場合
(略)	(削る)	(略)	届出期限
(略)	(削る)	(略)	届出事項
当該施設 又は当該	(削る)	(略)	届出先

十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、	十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含むものがあることが判明した場合(直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の三の届出をする場合を除く。)	一〇十五 (略)	届出を要する場合
(略)		(略)	届出期限
(略)	判明した後遅滞なく 当該電気工作物を設置している又は予備として有している者の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあつては代表者の氏名、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している工場若しくは事業場の名称及び所在地並びに当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月	(略)	届出事項
当該施設 又は当該	保安監督 部長	(略)	届出先

第四号、第五号の二若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第四号、第五号の二、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（予備として有している第十五号の二の電気工作物にあつては、当該電気工作物を保管している場所を管轄する産業保安監督部長を含む。）

(削る)	十七の三、十八の三(略)		(削る)	十七の二・十七の二の二(略)	十七(略)
(削る)	(略)		(削る)	(略)	
(削る)	(略)		(削る)	(略)	(略)
(削る)	(略)		(削る)	(略)	

十九 電気工作物の破損(略)	十七の三、十八の三(略)		十七の二の三 別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合	十七の二・十七の二の二(略)	十七(略)
事故の発	(略)		廃止の後遅滞なく	(略)	
事故の状況及び	(略)	容	当該電気工作物を廃止した者の氏名又は名称及び住所、当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管していた工場若しくは事業場の名称及び所在地、当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及び廃止年月並びに廃止の理由及び内容	(略)	(略)
当該電気	(略)		当該電気工作物が設置されていた場所を管轄する産業保安監督部長	(略)	

(ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出)

第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者(以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長(次項において「管轄産業保安監督部長」という。)へ届け出なければならない。

届出を要する場合		様式番号	届出期限
一	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合(直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。)	様式第十 三の二	判明した後遅滞なく
二	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設	様式第十	変更の後

その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	生後可能な限り速やかに	講じた措置の概要	工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
---------------------------------------	-------------	----------	------------------------

(新設)

置者等の氏名若しくは住所（法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合

三の三

遅滞なく

三| ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合

様式第十
三の四

廃止の後
遅滞なく

四| ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

様式第十
三の五

事故の発生後可能な限り速やかに

2| 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について、毎年度の管理の状況（以下この条において「管理状況」という。）を翌年度の六月三十日までに、様式第十三の六により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならぬ。また、直前に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。

（新設）

附 則
（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定によりされている届出(ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る届出に限る。)は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。
- 4 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物についてのこの省令による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の適用については、この省令の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。